

令和 8 年度版

入園のしおり



豊田市立若林こども園

も く じ

1	教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2	めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 2
3	保育時間	-----	P. 3
4	一日の保育内容	-----	P. 3
5	食事とおやつ	-----	P. 3
6	行事について	-----	P. 6
7	健康管理	-----	P. 7
8	家庭の協力	-----	P. 10
9	災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 11
10	保育料等	-----	P. 12
11	状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 17
12	保育支援アプリの利用	-----	P. 18
13	その他の取り組み	-----	P. 18
14	その他の注意事項	-----	P. 20
	こども園等一覧表	-----	P. 20
15	駐車場について	-----	P. 23
16	園と家庭との連携について	-----	P. 25
17	汚れ物の取り扱いについて	-----	P. 26
	乳児の連絡事項	-----	P. 乳児1
	幼児の連絡事項	-----	P. 幼児1

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

【めざすこども像】

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

【教育及び保育の目標】

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- ・ 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

<若林こども園のめざすこども像・教育及び保育目標>

めざすこども像

心身ともにすこやかで
人間性豊かな子

- たくましい子
- よく考え、意欲的に遊ぶ子
- 身近なものと関わり感性が豊かな子

★教育・保育目標

- ・ こども一人一人のもつ可能性やよさを引き出し、主体的に行動できるこどもを育てる。
- ・ 家庭、地域との連携を密にし、共にこどもの育ちを支えるこども園を目指す。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後6時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。

◇早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) **家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。**

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
お や つ 遊び、生活	9：00	遊 び、活 動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
昼 食 昼 寝	12：00 13：00	昼 食 遊 び、昼 寝（3歳児…4月～） （4・5歳児夏季休業保育のみ） （土曜日…年間）
お や つ	14：00	・自発的な活動
降 園	15：00	降 園 お や つ
お や つ 延長保育最終降園	16：00 18：00	延長保育最終降園

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をする事により、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)です。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。**プチトマトやぶどうなど、誤嚥により窒息する場合がありますので4等分に刻んで持たせてください**
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。また、登園自粛中に登園される場合、幼児は弁当となります。

保護者の皆様へ

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園にご相談ください。

1 対応方針(乳幼児共通)

- ◆**対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。**
食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。
- ◆**ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。**
給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いいたします。
- ◆**医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。**
食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。
- ◆**重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。**
コンタミネーション^{*}等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。
^{*}コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

- ◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。
- ◆原則、園で除去食、代替食を提供します。
- ◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

- ◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。
- ◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。
- ◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。
 - ・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。
 - ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。
- ◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。
- ◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いいたします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

下記のもの食物アレルギー原因食品です。給食で初めての食材を食べてアレルギー
一症状を起こさないためにご家庭で2回以上食べておくと安心です。食べた際、口の
周りが赤くなるなど、心配な症状があった場合はお知らせください。また、園で収穫
した夏野菜やみかん等も食べる可能性があります。

卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、あわび、いか、いくら、やまいも、
くるみ、アーモンド、カシューナッツ、マカデミアナッツ、牛肉、ごま、さけ、さば、
大豆、鶏肉、豚肉、バナナ、もも、オレンジ、りんご、キウイフルーツ、ゼラチン

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。詳しくはコドモンカレンダー及びコドモンによるおたよりでお知らせします。

※変更の場合もあります。

★保護者参加行事

月	行事名	月	行事名
4月	10日★入園式 (3歳児・4・5歳新入園児) 進級式(4・5歳児) 23日 こどもの日を祝う会 (3・4・5歳児)	10月	14日 こども運動会(3・4・5歳児) 21日★運動会(3・4・5歳児) (予備日22日)
5月	19日 手作り玩具を楽しむ会(5歳児) 22日★乳児クラス懇談会 親子触れ合い会(4歳児)	11月	5日 交通安全学習センター (4・5歳児) 18日 六所山野外体験学習 (5歳児)
6月	2日 ひまわりの種まき(5歳児) 5日 プール開き(3・4・5歳児) 11日★親子触れ合い会(3・5歳児) 15日 防サイ君(地震体験) 18日 ボールクリニック(5歳児)	12月	2日 こども発表会(3・4・5歳児) 9日★生活発表会(3・4・5歳児) 18日 お楽しみ会(3・4・5歳児) 22日 もちつき(3・4・5歳児)
7月	2～9日★希望個別懇談会 (3・4・5歳児) 7日 七夕会 17日 プール納め(3・4・5歳児)	1月	7日 新年の会 12～20日★個別懇談会(5歳児) 12～20日★希望個別懇談(3・4歳児) 28日★親子触れ合い会(3・4歳児)
8月		2月	3日 豆まき(3・4・5歳児) 16日★入園説明会(新3歳児保護者) 16日★親子触れ合い会(5歳児) 26日 おこしもの作り(5歳児)
9月	2日 人形劇	3月	3日 ひな祭り会(3・4・5歳児) 11日 お別れ会(3・4・5歳児) 23日★卒園式(5歳児)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お話の会(4・5歳児 月1回程度)・地域の方とのふれあい ・内科健診(年2回)・歯科健診(年1回) 幼児身体測定(5月・10月) ・不審者訓練(年4回) 等 		
毎月	誕生会(3・4・5歳児)・交通安全指導・避難訓練・身体測定(乳児)		

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多々あります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町 1 丁目 58 番地 1 Tel43-5082

ピーぼらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ)) 診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・いくつかの症状が重なって見られる
- ・食事や水分がとれない
- ・いつもと様子が違う
- ・地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則 18条・19条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、市で負担します。

○豊田加茂医師会加盟医療機関（豊田加茂医師会ホームページ）
医療機関については、以下のアドレスまたはQRコードから確認してください。



<https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/>

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症（R7.10時点）

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過するまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。
※詳細は、園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園等一覧を
【D】土曜日保育時間	参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】 月額 1,000 円 ←	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】月額 （16:00まで）1,000円 →			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）			（17:00まで）2,000円 →→→ （18:00まで）3,000円 →→→→			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第 1 子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第 2 子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年 9 月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9 月分から保育料が変わることがあります。



※ 1 令和 7 年度市民税所得割額とは令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得に応じて課税されます。

※ 2 令和 8 年度市民税所得割額とは令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

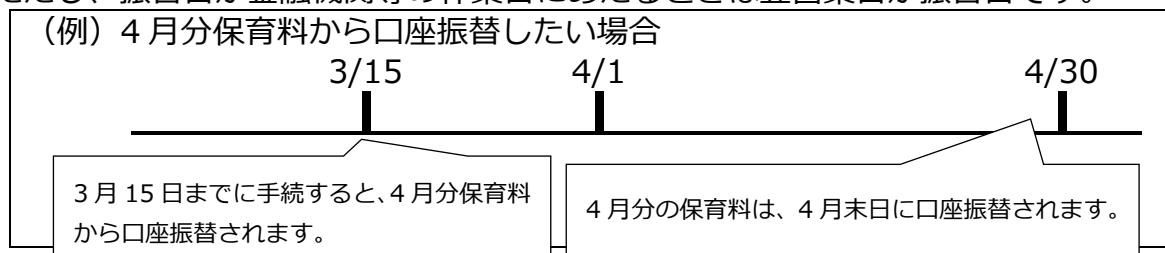
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 8 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に 1 回のみ) 給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他の費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円です。

※上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL:<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

(3) 誕生ブック 360円/1冊

お子さんの誕生日をお祝いします。誕生月に作成し乳児は誕生日、3～5歳児は誕生会の日に渡します。

…等

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てる場合があります。児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等6園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月60時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月60時間以上）、通園・通学の付き添い（月60時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月1.13万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月1.63万円まで。

※4 月2.57万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月3.7万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月4.2万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止・停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

1 2 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。
※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

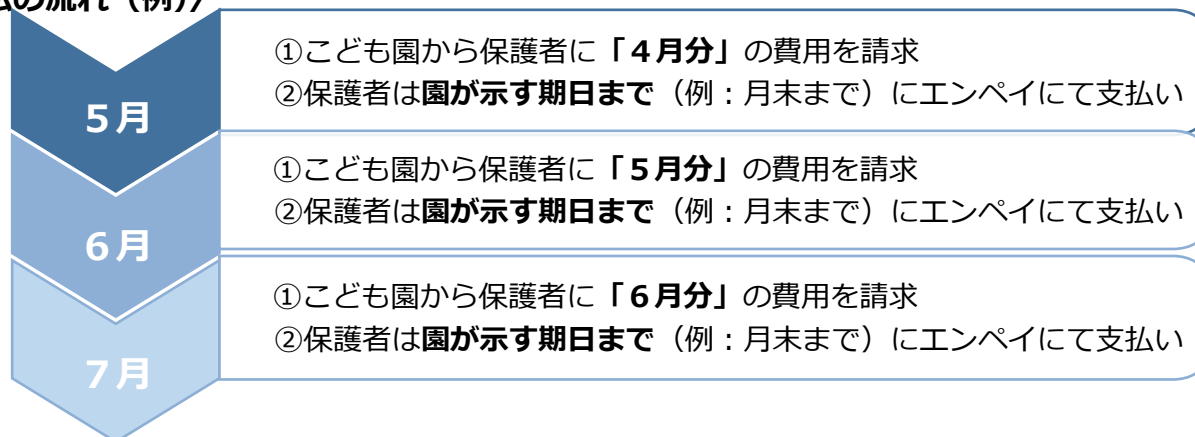
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（誕生ブック代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



1 3 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

（運用開始：令和4年度）

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。（希望者のみ）

（1）対象

公立こども園の0～2歳児

（2）利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。
QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集



(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和7年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0~3歳児

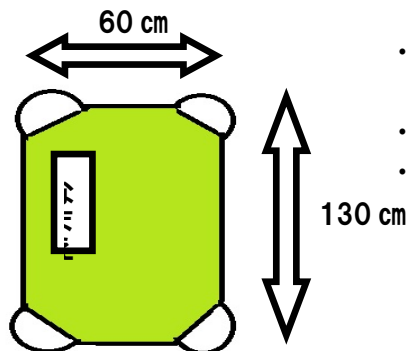
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)

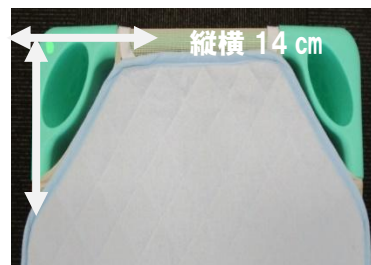


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成して御準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布(タオル地、キルティング地など)
 - *ゴム4本(目安：横2~3cm×長さ35cmほど)
 - *四隅を縦横14cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【作成する例】



【市販品の例】

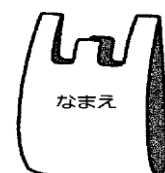


○掛布団に代わるもの

(夏) タオルケット (冬) 毛布・ブランケットな季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどの小さくたためるスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ
【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。
- ⑥ お子さんの顔や体に傷があった時には、虐待を疑い保護者に連絡ではなく市に報告する義務がありますので、登園時に理由などを必ずお知らせください。
- ⑦ 園内にはいられる際は上履きを必ずご持参ください。祖父母の方にもお伝えください。

こども園等一覧(地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畷部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保

No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
23	寿恵野	鶯鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
41	渡刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
46	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
47	中金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
49	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
50	根川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
51	野見	美里 5-19	80-0650	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
52	林丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
54	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
55	東山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
58	平井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
59	平山	平山町 1-10-1	28-6187	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
60	広沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

豊田

	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	61	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	63	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	64	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	65	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	69	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	72	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	75	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	76	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	78	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	79	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
藤岡	80	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	81	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	82	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	83	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	85	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	86	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	88	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	89	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	91	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	92	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	93	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	94	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	95	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

15 駐車場について

自転車や自動車をご利用の方は、園の西隣に駐車場がありますので、安全に留意し順序よく駐車してください。

こども園の駐車スペースを有効活用するため、駐車場内にはロープが張ってありますので、ロープに沿って停めてください。路上駐車はご遠慮ください。

- ・車からは保護者が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。

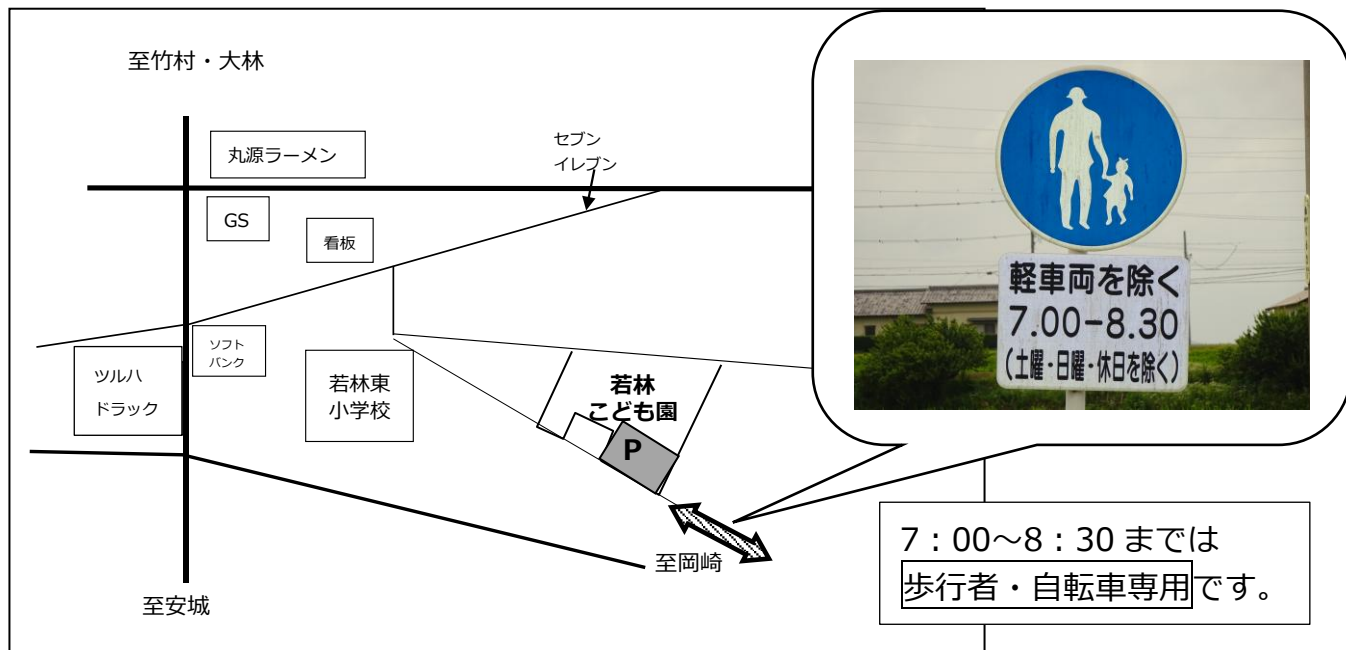
※園児数が増え、駐車場が混雑しますので、各年齢で降園時間が決まっています。

3歳児…14:40～14:50 4歳児…14:30～14:40

5歳児…14:50～15:00

お迎え後は速やかに駐車場を空けてください。御理解御協力をお願いします。

園周辺の登下校時間帯の交通規制について



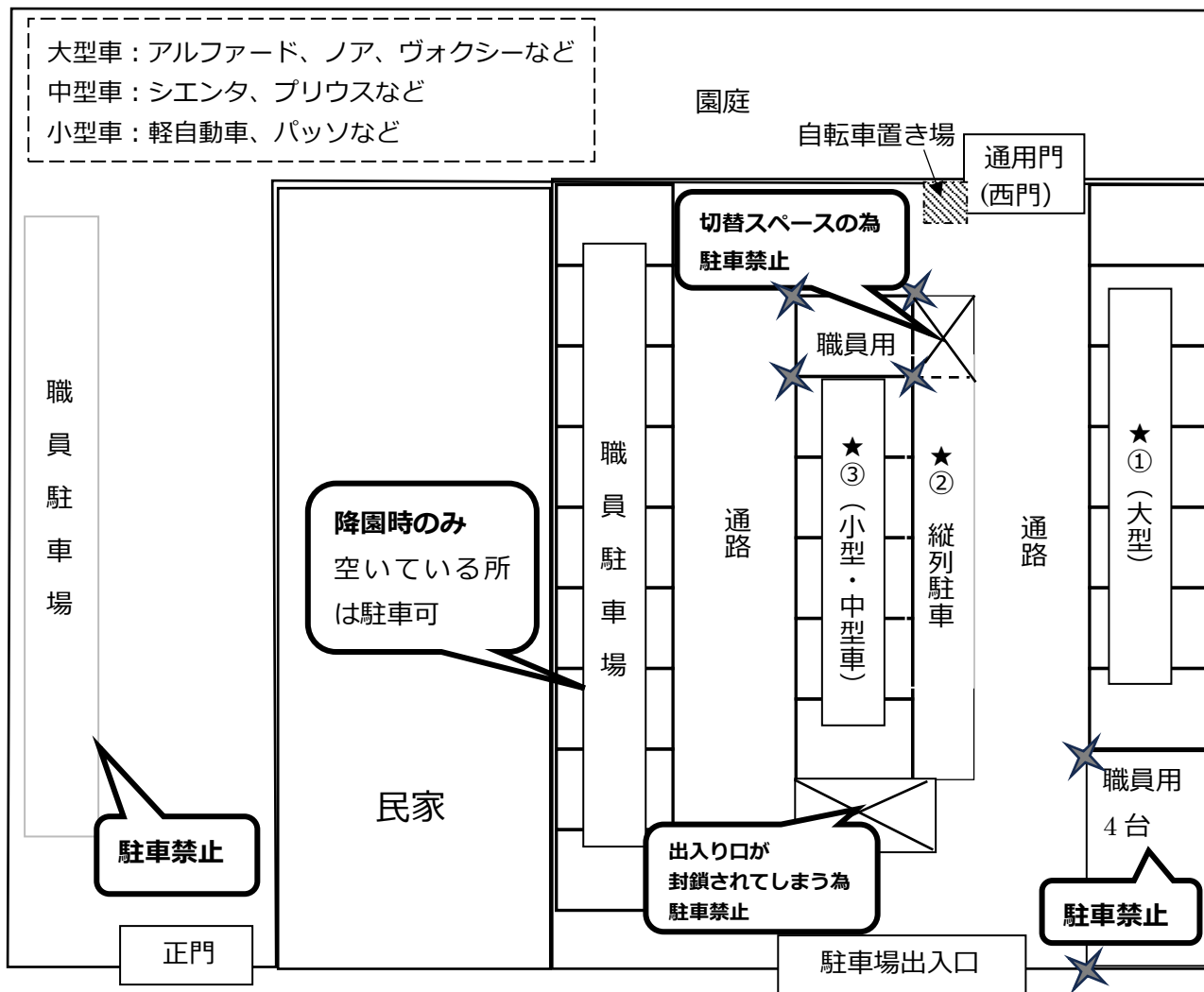
保護者駐車場から農道へ続く道(↔の部分)は小学校の通学路になっています。そのため、通行時間には規制があります。(交通標識参照)

※標識にはありませんが、降園時間が小学校の下校時間と重なる場合も危険ですので通行を控えてください。

※小学校の登下校で小学生が歩いている際には、道路が狭いため、スピードを出さないようにしてください。交通ルールを守り、安全な送迎に努めましょう。

駐車位置について

- ・奥から詰めて駐車してください。
- ・★②の縦列駐車スペースは★①の大型車の出入りが困難になるため、★①と★③が満車の場合のみ使用してください。
- ・民家側とオレンジ色のポンポン（図では★）で囲まれた場所は職員の駐車スペースです。職員の駐車スペースには利用可能時間以外は停めないでください。職員の異動により職員の駐車スペースが下の図と変わることがあります。変更時はコドモンでお知らせします。



- ・駐車スペースには限りがあります。お子さんの送迎が終わりましたら、速やかに駐車場を空けてください。（降園後の園庭解放は行っていませんので、遊ばずにお帰りください。）
- ・駐車場の利用方法は御家族の方にもお伝えください。
- ・行事などで駐車場を利用する方が多い場合は、別途、駐車位置などをお知らせします。また、一方通行をお願いすることがあります。
- ・駐車場内での事故、トラブルにつきましては園では一切責任を負いかねますので、御了承ください。ルールを守って、お互いに気持ちよく利用しましょう。

16 園と家庭との連絡について

(1) 園と家庭との連絡について

①園からのたより、連絡事項、アンケート、園内活動の様子等はコドモンで配信します。

毎日、御確認をお願いします。

○期日や内容により1週間を過ぎたら削除しますので、保存したい場合は、各自で保存をするようにしてください。

○行事については、コドモンカレンダーをご覧ください。2ヶ月前には、カレンダーに入力します。保護者の参加行事で変更の場合は、配信でお知らせします。

○手書きでの回答が必要な文書は持ち帰ります。持ち帰ったファイルは、必ず翌日または提出期限に園に提出してください。

※各クラスや玄関のホワイトボード等でお知らせすることもあります。御確認をお願いします。

②欠席、遅刻、お迎えの変更などの連絡はコドモンに入力してください。

・欠席、遅刻の連絡は必ず9時までをお願いします。

・連絡がある方は「連絡」→「その他」→「その他の連絡」へ入力し、送信してください。体調面や返答が必要な内容は、直接口頭で担任または職員室までお知らせください。

③毎日体温を測ってからの登園をお願いします。体温を計測し体温を入力してから打刻をするようにしてください。入力を忘れた場合は、「その他の連絡」の欄に体温を入力して送信してください。

④早朝・延長保育時は、担当保育者に必ず体調の変化、連絡事項等伝えてください。

7時30分より前の受け入れはできません。少し早め(10分程度)に来て準備をすることは可能ですが、7時30分まではお子さんから目を離さず一緒にいてください。

⑤クラス懇談会、個別懇談会等において、お子さんの様子や成長について保護者の方と話し合う場を設けます。

⑥こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、特に勤務先や携帯電話番号の変更は速やかに連絡してください。園の電話番号を自宅電話や携帯電話に登録しておいてください。

園 電 話 5 2 - 8 3 5 0

携帯電話 0 9 0 - 6 3 5 5 - 2 4 7 4 (日祝、平日18時以降の緊急時)

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・コドモンでの配信・写真展示・作品展示等、保育に必要な範囲での個人情報の利用があり、個人情報取り扱いについて同意が必要となります。

園児の写真、DVD等の取り扱いについては、保護者の方も十分御留意ください。
(TikTok、Instagram、LINE、XなどSNSに投稿しないでください。)

(3) たよりの配信について (月に2回程度コドモンで園生活の様子を配信予定です)

17 汚れ物の取り扱いについて

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎やその他の感染症が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。

集団感染の原因の一つとして、保育者の『手』を介して広がる二次感染があります。園では、周囲にウイルス等が飛び散らないよう、排尿、健康便、下痢便、嘔吐物、血液で衣類が汚れた場合、衣類は洗いません。ビニール袋にそのまま入れてお返しします。ウイルス等の広がりを最小限にして二次感染を防止するため、御理解と御協力をお願いします。

※ こどものかばんの持ち手に容器番号カードがついている時は、『汚れた衣服がトイレの汚物入れ容器にあります』というお知らせです。

降園時に容器番号と衣服を確認して、中身を持ち帰ってください。汚物入れ容器は、

☆消毒洗いをする→自分の雑巾で拭く→指定の場所にふせて置くようにしてください。

- ・汚れ物を持ち帰った後には、必ず着替えや雑巾の補充をお願いします。

【 御家庭で汚れを落とす時に心がけてください 】

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹼で、しっかりと手洗いをしてください。

<血液で汚れた衣服の取り扱いについて>

血液は医学的には感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので、御自宅で処理をお願いします。

(1) お願い


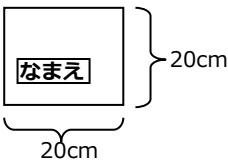
- ① 家庭での親子の触れ合いがこどもの心の安定においてとても大切です。従って、保護者の仕事が休みの場合は、家庭で保育をしていただけるようでしたら御協力をお願いします。また、保護者の仕事が休みの日に登園する場合は早朝・延長保育は利用できません。
- ② 通常登園時間（9時）より遅れて登園したり、欠席したりする場合は、必ず9時までにコドモンに入力してください。
- ③ 乳児は病気に対する抵抗力が弱いので、外部からの雑菌を持ち込まないため、入室前には必ず石鹸を使い親子で手を洗ってください。ペーパータオルは日中こどもが使用するものです。登園時は保護者のハンカチで拭いてください。
- ④ 検温は体調を自ら訴えられない乳児にとって、その日の健康状態を知るために大切なことです。正確に測りましょう。
 - ・体温計はデジタル体温計(3分計が望ましい)を個人で用意してください。(耳式は不可)
 - ・検温時はこどもを膝に入れ、親子での触れ合いの時間としてください。
 - ・体温は必ず大人が測り検温表に記入し、体温計と一緒に保育者に見せてください。
 - ・登園時、『警告体温』での受け入れの場合は、お昼頃に園に電話を入れてください。
 - ・警告体温から0.5℃以上高い場合は『降園体温』となりますので、家庭保育をお願いします。
 - ・発熱や平常とは異なる状態(顔色・下痢・嘔吐・表情・動き・食事、水分がとれない等)の時は、保護者に連絡させていただきます。出張などでいつもと連絡先に変更がある場合は、必ず登園時に保育者に伝えてください。
- ⑤ 登園時におむつの汚れの確認をし、おむつ交換やトイレでの排尿への誘いかけをお願いします。
- ⑥ たんぽぽ（連絡）ノート(乳P5参照)は、家で書いてきてください。
 - ・乳児は、日によって心身の状態に著しい変化が見られることがあります。健康状態(熱、下痢、嘔吐、便秘など)こどもの様子等を記入してください。また、食欲、機嫌の善し悪し、昨夜の状態を口頭でも保育者に伝えてください。
 - ・こどもの成長を残す育児記録にもなります。こどもが気持ち良く園生活が送れるよう、園と家庭との情報の共有化に御協力をお願いします。
 - ・朝の受け入れ時には、保育者にたんぽぽノートを開いて見せてください。また、爪の長さも一緒に確認をします。短く切ってきてください。

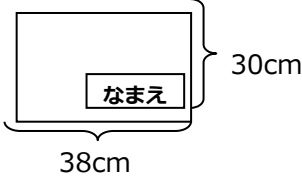
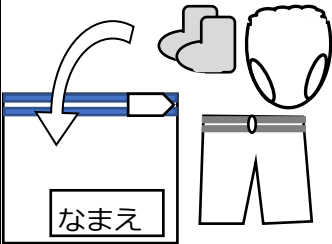
⑦ 登降園時保護者に行っていただきたいこと

登園時に行ってもらふこと	降園時に行ってもらふこと
<p>1 <u>外からの雑菌を持ち込まないよう、親子で石鹸を使って手洗いをしてから入室してください。</u> ※登園時にペーパータオルは使用しません。保護者のハンカチで拭いてください。</p> <p>2 コドモンに入室打刻をしてください。</p> <p>3 おしぼり・エプロン・オムツ替えマット・雑巾・汚れ物入れの袋のセッティング等持ち物の支度をしてください。</p> <p>4 体温を計ってください。 <u>こどもを膝にしっかりと入れて絵本を読み、スキンシップを図りながら検温をしてください。朝の触れ合いの大切な場</u>となります。 検温し、検温表に記入したら、<u>体温計、検温表、たんぽぽノートとお子さんの爪の4つを合わせて保育者に見せてください。</u>その際、こどもの様子や<u>連絡等</u>がありましたら口頭でお知らせください。</p> <p>5 <u>必ずトイレに行ったり、おむつを交換したりしてください。</u></p> <p>6 こどもと離れる時は、<u>「いってきます」と</u>、必ず声をかけて、出掛けるようにしてください。バイバイをすることは、必ず迎えに来てくれるということです。気付いたらいないというのは、とても不安になります。必ず<u>「バイバイ、行ってきます！」</u>と言ってから、こどもと離れましょう。</p>	<p>1 <u>石鹸で手洗いをして入室してください。</u></p> <p>2 待っていたこどもにまず<u>「ただいま」「おまたせ」と</u>言葉を掛け、<u>抱っこ</u>などをして、こどもとのスキンシップを図りましょう。</p> <p>3 コドモンに退室打刻をしてください。</p> <p>4 たんぽぽノートを忘れずに持ち帰ってください。 ※<u>手紙等を挟んでいることがありますので、毎日確認してください。</u></p> <p>5 汚れた物を持ち帰ってください。</p> <p>6 オムツ替えマットケースの消毒をしてください。また、トイレに汚れ物がある時は、容器番号カードがたんぽぽノートについているので、容器番号と衣服を確認して中身を持ち帰り、容器を消毒し、雑巾で拭き、指定の場所に伏せて置ってください。 <u>(雑巾は各自で用意し、使ったら持ち帰ってください)</u></p> <p>7 引き出しの中の着替え、トイレの中のオムツ、手袋、ビニール袋、おしり拭き等を毎日確認し、必要な時に補充をお願いします。</p> <p>8 靴下、(冬期は上着も) は毎日持ち帰ってください。</p> <p>9 金曜日には、布団、靴、帽子を持ち帰ってください。</p>

* 乳児室入り口(手洗い場)、保育室の掲示板や出入り口の扉にお知らせ等を貼ることもあります。毎日よく見て確認してください。

(2) 入園までに用意していただくもの

用意するもの	作り方 及び 使い方
<p>★ エプロン(おやつ・給食用)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5～10枚程度(乳児5 (3) 毎日持ってくるもの)の数を参照) ・ 1日の必要枚数×2(洗い替え分)+1枚(予備として園に置く分) ・ フェイスタオルを二つ折りにし、縫ってゴム通しをつくる。 ・ ゴムを通す。(頭の通る程度で、実際にこどもにつけてみて首にぴったり沿う長さ) ゴムが伸びたら早めに取り替えてください。 ・ 名前は、白い布を縫いつけてその上に書いてください。
<p>★ おしぼり用 ハンドタオル</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7～10枚程度(乳児5 (3) 毎日持ってくるもの)の数を参照) ・ 1日の必要枚数×2(洗い替え分)+1枚(予備として園に置く分) ・ ハンドタオル程の大きさのもの(ミニハンカチは小さすぎるため避けてください) ・ 名前は、白い布を縫いつけてその上に書いてください。
<p>★ 使用後のおしぼり・エプロンを入れる袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れ物入れのカゴの中にビニール製の袋をかけてください。袋は毎日持ち帰ります。(繰り返し使うカバンの場合は、かごに収まるサイズと素材、水が浸みないもので、洗って乾かしたものを使用してください)
<p>★ オムツ</p> <p>★ おしりふき (ウェットタイプ)</p> <p>★ ビニール手袋 (使い捨て)</p> <p>★ ビニール袋 (20×30cm)</p> <p>★ ビニール袋 (取っ手付き) (23×43cm)</p> <p>布おむつを使用の場合のみ</p> <p>★ 蓋つきバケツ</p> <p>バケツの大きさなど詳しく説明しますので、布おむつを使用される場合は保育者にお知らせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 布オムツ使用の場合…1枚1枚にはっきり名前を書いてください。 ・ 汚れた布オムツは、毎日持ち帰っていただきます。 ・ 紙オムツ使用の場合…こどものサイズ、肌に合った使い慣れたものを常時10枚程度用意してください。(紙おむつの吸収目安にかかわらず濡れたら交換します) 汚れた紙オムツは園で処分します。 ・ 間違いを防ぐため、1枚1枚の紙オムツの前(上部)に名前を書いてください。(家庭から履いてくるオムツにも名前をお願いします) ・ 排便時におしりを拭くため、ウェットタイプのおしり拭きと使い捨てビニール手袋を用意してください。 ・ 汚れ物(排便時おむつ等)を入れるためのビニール袋(30cm×20cm位)1箱を用意してください。 ・ 汚れ物(衣服等)を入れるための取っ手付きビニール袋(23cm×43cm位)1箱を用意してください。 ・ オムツが足りない時は、園用の紙オムツを使用します。同じサイズの紙オムツでお返しください。 ・ トイレトレーニングを進めていく中で、さらに御協力いただく内容が増えることもあります。その都度、連絡させていただきます。 ※オムツのサブスクを利用される方は、オムツとおしり拭きの用意は要りません。

<p>★ オムツ替えマット</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・4～5枚用意してください。(表と裏に名前を縫い付けてください) ・オムツ交換または、パンツを履く時に使用します。 ・30×38cm程度のキルティング地で作ってください。 ・毎日持ち帰り、洗ってください。予備を1枚引き出しに入れておいてください。
<p>★ タオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2枚用意してください。体が汚れた場合、シャワーで洗い流します。(フェイスタオルの大きさ) 体拭き用とおしり拭き用等を使用しますので、引き出しに入れておいてください。 <p>※体拭き用(汗拭きなど)・おしり拭き用(下痢など)それぞれのタオルにマジックで「体用」「おしり用」を記入してください。</p>
<p>★ 体温計</p> <p>本体とケースの両方に記名してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、登園後の検温で使います。 ・脇に挟んで測定するタイプでデジタル式の物 (耳式は、不可) ・常時、園に置いておきます。
<p>★ 雑巾又は ハンドタオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2枚(1枚は洗い替え)名前を書いてください。 ・オムツ替えマット入れ(毎日)や汚れ物入れ容器(使用した時)などの消毒時に使用します。 <p>・ハンドタオルの場合は用途が分かるよう、消毒用と記入してください。</p>
<p>★ 帽子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸外遊びの時に使用します。こどもの頭の大きさに合ったもので、あごにかけるゴムをつけて、名前を書いてください。 ・金曜日に持ち帰り、洗濯をして月曜日に持って来ててください。 ・ツバが柔らかく広すぎないものが望ましいです。(視界が遮られて、危険なため)
<p>★ 靴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの足の大きさに合った靴(歩きやすいもの)を用意してください。 ・汚れたら随時洗って、履いて来ててください。 ・紐靴は自分で履けず、意欲が削がれますので、脱ぎ履きがしやすいマジックテープ式のものでお願いします。 ・サンダル、長靴は歩きにくいので、不可。 ・避難時に全員分をまとめて持ち出します。名前が分かるようにしてください。
<p>★ よだれかけ</p>	<p>一日に必要な分を用意してください。(必要な子)</p>
<p>★ 防災用置き着替え</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の際、外で過ごす時間が長くなった場合に使用する避難用持ち出し袋を用意してください。避難用として園に置いておきます。 ・衣替えやサイズの見直しを長期休み前をお願いすることがあります。 ・オムツ1枚、ズボン1枚、靴下1セット ・上記をジッパー付きビニール袋(大きく記名)に入れてください。

★ たんぽぽノート
(連絡ノート)

- ・A4 タテ型フラットファイル (2つ穴) 厚さ 1.5 cm程度のもの。
- ・背表紙と表にひらがなで名前を書いてください。
- ・ファイルを開いた左側にクリアファイルを両面テープで貼り付けてください。(図参照) 手紙を挟むためクリアファイルは透明のものだと抜き忘れがありません。

なまえ

なまえ

クリアファイル
開いている方をフラットファイルの中央側にして貼る

説明会で配布したたんぽぽノートの用紙を綴じる。初日に記入例を参考にして記入し、登園してください。

(3) 毎日持ってくるもの

用品名	規格	用途	0歳	1歳	2歳
エプロン	フェイスタオルを半分に折った物にゴムを通す	食事、おやつの時に使用	3枚	3枚	2枚
おしぼり	ハンドタオル (20×20cm)	〃	3枚	3枚	3枚
汚れ物入れ用袋	ビニール製の袋	使用したエプロン、おしぼりを入れます。(かごにかける)	1枚		
おむつパンツ	布、紙どちらも使用可		使用した分だけ補充		
オムツ替えマット	30×38cm 程度		1枚		
帽子	こどもの頭の大きさに合ったものであごにかけるゴムをつける	戸外遊び、散歩時に使用	1つ ・金曜日に持ち帰り洗濯をして月曜日に持ってきてください。		
靴	こどもの足のサイズに合ったもの	戸外遊び、散歩時に使用	1足 ・汚れたら随時洗って、履いて来てください		

(4) 常時園に置いておくもの (引き出しの中など)

	用品名	0歳	1歳	2歳
トイレ	オムツ (紙オムツ又は布オムツ)	10組程度		10組 (必要な子)
	おむつカバー (布オムツの場合)	3枚 (必要な子)		3枚 (必要な子)
	おしり拭き	ウェットタイプのおしり拭き 1パック		
	パンツ (トレーニングパンツ)	—	3枚 (必要な子)	
	ビニール袋	1箱 (30cm×20cm)		
	ビニール袋 (取っ手付き)	1箱 (23cm×43cm)		

	ビニール手袋（使い捨て）	1箱
	おむつ替えマット	2枚
室内	シャワー用タオル（おしり用）	1枚
	シャワー用タオル（体用）	1枚
	肌着シャツ	2枚
	Tシャツまたはトレーナー	3枚
	ズボン	3枚
	靴下	1足
	エプロン	1枚
	おしぼり	1枚
	よだれかけ（必要な子）	必要な分

着替えは目安です。こどもの様子に合わせて、1日に必要な枚数をお願いします。

（5） 昼寝について

- ・シーツは、個人持ちですので各自用意をしてください。（サイズはP. 19に記載してありますので参照してください。）
- ・毎週末持ち帰り、シーツ、タオルケットの洗濯をして月曜日に持ってきてください。土曜日出席の方も金曜日に持ち帰り、再度土曜日に持ってきてください。
- ・タオルケット（夏季）、ブランケット（冬季）等は状況に応じて準備をしてください。（見えるところに名前を記入してください）
- ・おねしょパットの必要な子は、パットをシーツの下にはさんでおいてください。

（6） 服装について

- ・清潔で活動しやすく汚れてもよい物を着せましょう。
- ・上着は少しゆったりしたもので、前開き又はかぶりの服を着せてください。袖口はホックやボタンのものは避けてください。フード付の服は、危険を伴いますので避けてください。
- ・ズボンはトイレトレーニング等の為、やわらかいゴムの入った自分で上げ下げのしやすいものとし、つなぎの服やサスペンダー等はやめてください。またスカートやワンピースは転ぶと怪我をしやすいので、避けてください。
- ・肌着のロンパースタイプのは避けて下さい。
- ・靴下を履いていると滑りやすく危険にもつながるので安全面を考慮し、室内では素足で生活します。登園したら脱がせて靴下入れに入れてください。戸外に出るときは靴下を履きます。自分で着脱がしやすいよう丈の短いものを履かせてください。（ハイソックスは避けてください）
- ・靴は自分で履きやすく、歩きやすいものでこどもの足に合ったものにしてください。名前を忘れずに書いてください。サンダル・ブーツ等は転びやすいので避けてください。登園時に長靴を履いてきた場合は、運動靴を園に置いていってください。
- ・ピン、カチューシャ等は怪我をする危険があり、シリコン性の細かいゴムは、切れやすく、落として誤飲の可能性があります。また、ゴムをたくさん使用する髪型はゴムの管理、結び直しができませんので御遠慮ください。

(7) 名前について

- ・園に持って来ているものには**全て“名前”を見やすい位置にはっきりと書いてください。**
 - * 名前の書きにくいものは、白布に記入して縫いつけてください。
 - * 4 月当初はしっかり名前が書かれていても、洗濯を重ねるうちに消えたり、新しいもの買い替えたりして無記名のものが多くなりがちです。おしぼり等は特に確認をお願いします。
 - * 靴下、紙おむつ等にも、分かりやすく消えないようにお願いします。

(8) その他

- ・園は集団生活の場のため、様々な面で御協力をいただくことがあるかと思いますがよろしくお願ひします。
- ・連絡は手紙、園だより、ドキュメンテーション、たんぽぽノート、ホワイトボード等を通してお知らせします。その都度必ず見て把握していただきたいと思ひます。
- ・看護師訪問があり、こども一人一人の発育・健康等のチェックをしていただきます。(その日は保育者によるたんぽぽノートの記入はありません。) こどもの成長・発育のことで気になることがありましたらお知らせください。

誕生ブック（園で一括して購入します）	
品名	備考
バースデーファイル	乳児は誕生日、幼児は誕生会月にお渡しします

※バースデーファイルの支払いは入園当初に、エンペイで行います。

幼児の連絡事項

(1) 服装・持ち物について

- ①身に付けるもの全てに、**名前をはっきり**と書きましょう。(髪留め等の小物にも) 布製品の持ち物、衣服はすべて名前を縫い付けるか直接記名してください。
(アイロン付けは取れてしまいます)
- ②清潔で活動しやすく汚れてもよい物を着せましょう。(フードつき、ロングスカート、ワンピース等は危険性がある為やめましょう) ピン、カチューシャ等は怪我をする危険があります。
- ③一人で着脱しやすく排泄しやすいものを着せましょう。
- ④靴はこどもの足に合ったマジックテープのタイプの運動靴にしましょう。サンダル・革靴は使用しないでください。雨天時も午後から晴れる場合があるので、長靴を履いて登園した場合は運動靴を園に置いていってください。
- ⑤必需品以外(菓子、おもちゃ、キーホルダー等)は持たせないようにしましょう。破損や怪我の原因となることが多いため、リュック等に着けるのは避けましょう。
- ⑥かばんの中は保護者の方が毎日確認してください。

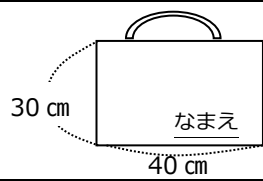

(2) 給食申請について…保護者の方で喫食日、コドモンに入力してください。

(前月1日までに入力) ※別紙マニュアル参照

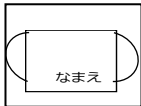

- ・決まっている休みがある場合は給食申請をせず、都合欠を申請してください。
- ・申請期限を過ぎると、弁当持参となることがありますのでご了承ください。

(3) 入園までに用意していただくもの

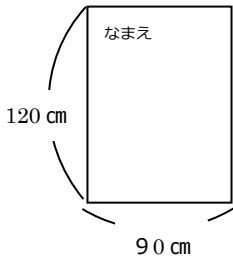
※1～11は毎日使うものです。

	用品名	用 途	サイズなど (出来上がりサイズです。縫い代は含みません)
1	通園用リュック	・コップ、箸セット等を入れます。	ロッカー(奥行約 35 cm×横約 35 cm×高さ約 21 cm)に入るサイズ
2	カラー帽子	・登降園時、戸外遊び、集団遊び等で使用します。 登降園時は黄色にしてください。 3歳児りす組…黄緑 うさぎ組…ピンク 4歳児ぱんだ組…赤 5歳児らいおん組…水 ・兄弟の帽子を使っても構いません。	[まるみや]で販売しています。 詳細は別紙「令和8年度用品について(幼児)」を参照
3	おつかい袋	・貸し出し絵本、製作物などの持ち帰りやその他、必要に応じて使用します。 ・持ち帰った翌日は園に持ってきてください。	
4	シューズ及びシューズ袋	・白のシューズを使用します。 ・シューズ袋はシューズの出し入れがしやすい大きさと作ってください。(金曜日に持ち帰りますので、洗って月曜日に持たせてください)	

5	ハンカチ ティッシュ	<ul style="list-style-type: none"> ポケットにハンカチとティッシュを必ず入れましょう。ポケットのある服で登園してください。 	<p>ポケットに入りやすい大きさ ティッシュは布製のカバーをつけると落ちにくくなります。</p>
6	給食 セット袋	<ul style="list-style-type: none"> コップ、給食用ナフキン、口拭きタオル、箸セットなどを入れます。必要なものが入り、出し入れしやすい大きさと作ってください。ひもは出し入れしやすいように二重にしてください。紐が長すぎると掛けた時に下についてしまうので気をつけてください。 	
7	コップ	<ul style="list-style-type: none"> お茶や牛乳を飲んだり、うがいをしたりする時に使います。割れにくいもので、毎日洗って、清潔なものを持たせてください。 名前は、消えないように工夫してください。 ※200cc 位入る大きさ 	<p>底が安定しているもの</p>
8	口拭き タオル	<ul style="list-style-type: none"> 給食を食べて汚れた口を拭きます。ガーゼのハンカチやタオルハンカチでも代用できます。 	
9	給食用 ナフキン	<ul style="list-style-type: none"> 給食時に使います。既成品の大きなものは折って縫い、サイズに合わせて調整してください。 厚手の布(タオルやキルティング)は安定感が悪いので、避けてください。 毎日洗って清潔な物を持たせてください。 	
10	箸セット	<ul style="list-style-type: none"> 毎日家庭で洗って清潔にして持たせてください。 箸箱の蓋、底、箸一本ずつ、フォーク、スプーンのそれぞれに消えないように記名してください。 破損、紛失した場合は購入してください。購入先が分からない場合は、園に問い合わせてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 市より個人用として配布されます。中学校まで使うので大切にしましょう。
11	水筒	<ul style="list-style-type: none"> 安定感がよく、コップのついた割れない物 首を通して肩にかけられる紐のついた物 中身はお茶または水とし、量は各自で調節し、持たせてください。(衛生面を考え、ストロー式や直飲みタイプの水筒やペットボトルは控えてください) 通年を通して水筒を使います。 	
12	着替え 着替え袋	<ul style="list-style-type: none"> 衣服を一揃え着替え袋に入れ、園に保管をし、汚れた時に着替えます。(上下衣服、下着、靴下、ハンカチ…各2枚ずつ、消毒用雑巾…1枚) 汚れ物を入れるビニール袋…3枚、フェイスタオル1枚、※全て記名をお願いします。 使用した後は補充をお願いします。 	
13	雑巾又は ハンド タオル (消毒用)	<ul style="list-style-type: none"> 排泄物、嘔吐物、血液などで汚れた衣服を入れる容器を消毒する時に使用します。 名前を書き、着替え袋の中に入れてください。 ハンドタオルの場合は用途が分かるように消毒用と書いてください。 	

14	マスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール袋1枚にマスク1枚入れたもの1セット、通園カバンのポケットに入れておいてください。(咳が出るときに使用します) 	マスク一つ一つに名前を書いてください 
15	道具箱	<ul style="list-style-type: none"> ・クレヨンやはさみなどのA4の書類が入る大きさのカゴ 	27.5×34×7.2 cm程度
16	体操服 体操ズボン	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会等行事に使用。(日常の保育時に着用可) ・体操服…白の無地Tシャツ(絵柄などワンポイントのない物) ・体操ズボン…若林東小学校と同じ物(クオーターパンツ) ・兄弟の体操服・体操ズボンを使っても構いません。(R9年度までは、移行期間) 	[まるみや]で販売しています。詳細は別紙「令和7年度用品について(幼児)」を参照 体操服(白の無地Tシャツ)は、どこで購入されても構いません。
17	弁当日用リュック (通園用リュック兼用可)	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当日、園外保育の時に使います。(弁当日は以下の持ち物を入れてください) 弁当・水筒・おしぼり・敷物・ビニール袋 	<u>こどもが扱いやすく、こどもの体に合った物</u>
18	弁当箱 弁当袋	<ul style="list-style-type: none"> ・園行事(園外保育等)で、保護者の方の手作り弁当日を受けていますので、御協力をお願いします。 ・こどもが食べられる量を考慮して入れてください。ミニトマトやぶどうなど直径2cmある物はのどに詰まる可能性があるため、カットしてください。 ・一度、家庭で使い方を知らせ、どの程度できるか見てみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当箱は大きすぎず、自分で開け閉めや片付けができる入れ物。 ・弁当袋は年齢発達に合わせ、巾着型、ファスナー型など。
19	おたより ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズのクリアファイル1枚。(できるだけ透明な物) ・園から持ち帰る手紙や提出物のやり取りに使用します。持ち帰ったら、必ず翌日または提出期限に園に提出してください。 	右開きで右上に名前を書いてください。 園でクラス名や通し番号のシールを貼らせていただきます。 
20	水着 プール用帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊びに着用します。 	詳細は水遊びの時期が、近くになりましたらお知らせします。
21	ビーチ サンダル	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊びに使用します。かかとの低い鼻緒式の物を用意してください。 	詳細は水遊びの時期が、近くになりましたらお知らせします。

★土曜日保育・夏季休業保育を希望する4・5歳児の方は昼寝用タオルケットを準備してください。

22	タオルケット 2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・縦120cm 横90cmぐらいの大きさのタオルケットを2枚お願いします。(敷くための物1枚、掛けるための物1枚。掛ける用は、バスタオルでもいいです)両方にハッキリと記名をお願いします。 ・金曜日にビニール袋に入れて持ち帰ります(ビニール袋にも記名をお願いします) ・洗濯をして月曜日に持ってきてください。 	
----	--------------	---	---

(4) その他

- ◎園舎内に入られる場合は、各自スリッパをご持参ください。(衛生上、スリッパの貸し出しはありません) また、行事の際は靴を入れる袋を御持参ください。御家族の方にもお伝えください。
- ◎園の物を使用された場合は、洗濯をしてすみやかに返却してください。
パンツは同じサイズの新品の物を返却してください。
貸出マスク(使い捨て)を着用した場合は同じサイズの新品のマスクをビニール袋に入れて返却してください。
- ◎名札は、園で準備し、園内でのみ使用します。

(5) 用品について

用品(下記の用品)は、各自購入し、名前を書いて入園式後にお持ちください。

☆詳細は別紙「令和8年度用品について(幼児)」を御覧ください。

品名	メーカー 型番	5歳児	4歳児	3歳児
水性マーカー 洗濯でおとせる サインペン 12色	サクラクレパス MK-S12	○	○	
じゅうがちょう B4 (リングつき)	サクラクレパス PBB4-01	○	○	○
のり どうぶつ型容量のり 160g	フエキ FD16	○		
クレパス パッセル 16色	ぺんてる GHPAR-16	○	○	○
はさみ 学習はさみ エアロフィット サクサクキッズ(キャップ付き)	コクヨ ハサ-P270	○	○	○
油性ペン 12色 ハイマッキー	ゼブラ YYT-12C	○		

※名前はふたやキャップ付きの物には本体、ふた、キャップにも1つずつ、クレパスやペン色鉛筆にも1本ずつ書いてください。

誕生ブック(園で一括して購入します)	
品名	備考
バースデーファイル	乳児は誕生日、幼児は誕生会月にお渡しします

※バースデーファイルの支払いは入園当初に、エンペイで行います。